

資料紹介

郵政資料館蔵 「東海道宿毎応対日記 上」

「駅通志料」を読む会

郵政資料館には、明治初年に『駅通志稿』が編纂された際に用いられたと考えられる一群の史料が、「駅通志料」の名の下に所蔵されている。これらの史料については、戦前の国際交通文化協会発行・樋畑雪湖監修『日本交通史料集成』第一輯・第二輯（いずれも一九三八年・のち一九八五年に復刻）のほか、児玉幸多校訂『近世交通史料集』の一〇七、十・一九六七〜一九八〇年に多数収録され、近世交通史研究の基本史料となっていることは周知のとおりである。しかしながら、同館には、同じく『駅通志稿』編纂のために用いられたと思われるものの、その後右の史料集に収録されずに、いまだ活字化されていない近世期の文書史料が、町飛脚関係の史料を中心に少なからず残されている。今回、ここに紹介する「東海道宿毎応対日記 上下」もそれら町飛脚関係の未公刊史料の中の一つである。

ところで、本史料については、郵政資料館に同名の和装のテキストが二種存在している。その内一種は「和第二百四十九号」の番号が記され、「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押印してある付票と、「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が表紙に貼付されている。また、前表紙の裏に駅通局図書番号「二七六号」を示す朱印と、本文冒頭に「駅通局図書章」の文字のある朱印が押されている。史料本文は「駅通局」の文字の入った野紙に筆写したものである。いまひとつは駅通局による写本の原本と思われるもので、表紙には「郵便博物館」の所蔵図書の付票が貼付されている。そこで原稿作成に当たっては、後者を底本として適宜前者を参照

した。本史料は上下二冊に分かれているので、本号ではまず「上」を掲載し、次号では「下」と史料解題を掲載する予定である。

本史料の解読と校正作業は、「千葉古文書の会」の有志、青柳整・亀井道生・隅田孝・古川和市の各氏が「駅通志料」を読む会」を組織して行った。同会では、平成十八年以來、郵政資料館所蔵の未公刊の町飛脚関係史料の解読作業を進めており、ここに掲載するのはその成果の一部である。作業に際しては、物流博物館（東京都港区高輪）の玉井幹司が史料の配布その他の事務局を務めた。これは、日本通運株式会社『社史』（一九六二年）編纂の際に使用されたと思われる郵政資料館所蔵資料の写真複写版が、同社の史料を保存している物流博物館に残っており、郵政資料館のご許可を得て便宜的にこれらを利用して解読作業を行ったためである。したがって、同会では最終的には郵政資料館のご協力を頂き、二種類の史料原本を確認し校正作業を行った。なお、最終的な校正作業には玉井も参加した。最後になりましたが、原稿作成に際しては山本光正氏より懇篤なご指導を頂き、また、郵政資料館の井上卓朗氏、小泉文美氏には多くのご教示・ご協力を頂いた。記して御礼を申し上げます。

（物流博物館・玉井幹司記）

凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則とした

が、通読の便を考慮して次のような処理をした。

- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字でないものは原文のままとした。
- ロ 明らかな誤字は本文中の()内に正字を示し、または右傍に(マ)とした。
- ハ 脱字は本文中に()または(□□脱カ)で示した。
- ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。
- ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。
- ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ゝ」「ゝ」「く」とした。
- ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとし、ふり仮名については煩瑣なものは省略した。
- チ 虫損・汚損等で判読出来ない文字については、字数の判るものは□□で示し、字数のわからないものは□を採用した。
- リ 重複した文字、文章には右傍に(衍)と示した。
- ヌ 貼紙、異筆等は「」で示し、()内にその旨を示した。
- ル 闕字は一字あけ、平出は改行した。
- ヲ 史料中に記された狂歌は全て改行して表示した。
- ワ 編者の加えた注は()で示した。

(表題)

「天保九戌戌年九月ヨリ

品川宿より

藤川ニ至る迄

東海道宿毎対応日記 上」

東海道宿毎対応日記

一 于時天保九戌年、仲間熟談なりて東海の宿々江応対に向可申ニ相決シ、右惣代利右衛門罷越候積り、然れ共先以親宿品川江出向添翰頼、又者出向可然哉否之儀、内評可致迎へ甚兵衛・兼伊助・令清次郎・^①文七・惣代利右衛門連立、九月朔日早朝より出向、「才領惣代林兵衛・藤右衛門・勘七・与助」と添え書きあり、供近喜与助、令川崎問屋平十郎殿入来を請ふ

九月二日雨天、河崎問屋入来品川両問屋面会各演舌書披見、御威光ケ間敷義を不申立おとなしき文体ニ而、頼之筋宿々ニ而茂否とハ申間敷、添翰茂可致なれとも、安藤氏伊勢參宮の志願もあれは同道可致哉之発声ニ而、仲間一同夫社望所なり迎ひたす御出向を請ふ、御同役并平十郎殿御同意可然との事ニ而留主之儀者井沢氏江諾(談)す、然れとも酒席之雑談より之事なれば信用しかたし、一応宿内下役等へも申談、其上決着之挨拶可致迎座興となりぬ、夫より一同奈良屋楼へ登りて惣一座の一興あり

但 令主人を始、令清次郎無扱店用有之迎中座して戻る

九月三日未明、兼先かけニ而追々引払ふ、尤居残り^②文七并利右衛門、川崎問屋南ノ村田屋ニおゐて再評、一席に決して弥宿内差支なし、此上者明四日、両問屋江戸表江罷越、

御支配 御代官所江旅行届之願を致し、御聞届あらハ速に発足すへしとの事なり

九月四日仲間一同会合して品川御役頭の御出向を待

但 八方江遠見を出して今や遅しと待懸たり、夕刻ニ至りさや町伊

豆屋と申仲間寄合所江御両処入来ある
御支配所江伺候所五十日之旅行 御聞届二付、然ル上者明日吉辰二付
発足可致との事なり

へ振逢ふ茂他性(生)の縁や袖ケ浦なみ打馴し海苔の名ところ
但 利右衛門義ひつくり仰天してたらゝ急の発足、いまた夫々江
の暇乞茂不致、然れとも猶予難成、若遅滞せは安藤氏之御心替
り茂難計、又者御宿用之御臨時用出来可申茂難計、待たりとハ
言れすとの衆評二而、夫より宅江引取草履かけ二而欠(駄)廻
る、尤明五日安藤氏品川発足ありて河崎二而為待合被呉候筈、
利右衛門ハ明朝宅より旅行の発足、諸向を廻り日本橋泊り、一
宿して六日未明出立、河崎宿二而安藤氏江出会之積り、其烈敷
事順風に帆をかけて走るか如く目さましかりける次第なり、才
領惣代大坂林兵衛・藤右衛門・京早方勘七・与助勇進んで同伴
せり

一 同六日天気快晴、主人を始仲間一同并近江屋詰番居合才領并利右衛
門俣其外見送り、業体之奴僕老夫生前之本懐たるべし、心ある従臣後
世其業に勤めゝて可ならん歟
一 品川宿二而小休、夫より井沢御氏・御年寄庄九郎様其外帳付衆各安藤
御氏江之御見立として河崎宿江御出向、御同伴して賑々敷旅行たり

へ六郷のわたし越れば会津やかかねて仰の枕ならべて
但 八時頃会津屋二而安藤御氏被待受、遅かりしと呵られたり

両宿御役頭評儀ありて演舌書之奥書極る、御調印相済、扱河崎宿之儀
者京・大坂より之諸荷物江戸江附込之場処二而諸事下り荷物之要なれ
は、格別之訳を以今般相對之一割増を籠宿場助成金として一ケ年金拾
兩宛永代差贈可申旨為取替、其外時々之駄賃才領中熟談して、翌七日
夕刻よりかな川江越る

但 抜状増銭之引合 宿帳を仕立、才領中止宿之節煙酒・博奕之
製制定宿連印を取、尤河崎平十郎殿かな川迄見送りある

九月八日天気、かな川白はたやにおゐて当宿役頭源太左衛門殿・清一
郎殿入来、安藤氏江面会、飛脚問屋頼之挨拶あり、夫より下り早馬之

駄賃極、才領中より帳付・馬指江応対ありて取極る、以来日限便一割
増積銭年々相渡し可申旨為取替致す、則左之通

為取替申一札之事

今般東海道宿々江京都・大坂・江戸より差立候定飛脚荷物御継立之儀、
別紙演舌書之趣御承知被下、早馬其外駄賃銭取究、問屋御役場江御引
請被下、於途中馬士之者追銭・酒手・沓代等ねたり不申様、其外諸荷
物夫々無滞御継立被下候上者、以来日限便之分御定元駄賃銭之壹割増
銭積立置、毎年十一月限迄之分三ヶ処より取纏無相違相渡可申候、為
後日為取替一札仍如件

京都 定飛脚問屋
大坂 同
江戸 同

天保九戌年九月ヨリ
十一月迄

惣代 利右衛門印
京都本番才領 同 与三郎 印

別紙駄賃極之宿印紙と
此一札と為取替なり

同 近江屋才領

惣代 勘七
与助

大坂 宰領

同 林兵衛

神奈川宿ヨリ

草津宿迄

問屋 御役人衆中宛

右者宿每一例之文談二而差入候事

(へ) 納(治)れる御代かな川の白簾やふきなひかして登る惣代

但 神奈川より京本番才領惣代与三郎駄付連判、尤其宿場二より日
有之分者書面二現す 惣代

河崎宿 為取替一札之事

今般東海道宿々江及御引合御定元駄賃錢江壹割増之積立錢之儀、京・大坂之分乗込方格別之訳を以御対談之上、馬數二不拘一ヶ年金拾兩宛永代御宿内江為介(助)成無相違差贈可申候、然上者登早馬定日丸三并下り方大坂柳屋番荷四駄持狀^{ツケ}仕立京都近江屋早馬大 御番合印狀^{ツケ}、其外先番・早番大荷、臨時八九立とも無遲滞御継送り可被下候、いつれ茂対談錢之外馬士衆於途中追錢・酒手・沓代等ねたり取候ハ、御取戻し可被下旨及御対談候、為後日為取替一札仍如件

年号九月八日

京都 大坂 定飛脚問屋
江戸 惣代

河崎宿 問屋御役人衆中 京・大坂才領惣代 連印

九月八日雨天、夕刻発足して新町三度屋差函ふしや四郎兵衛殿方止宿、抑当宿三度屋新兵衛を始、問屋年寄中演舌書披見之上、当宿ハ勿論宿每篤与勘弁不致而者承知印形難致、いかんとなれば双方隣宿馬士相互二取遣も有之、或者於途中往返換替候便利を以持合相凌候次第も有之、旁以当宿ニおゐて差支無之共、隣宿又者組合宿之存念難計、左候得ハ各之存念書宿毎申聞被相登、尚大津・伏見より下りながら承知印被申請然るべし、一応之引合ニ而者組合・隣宿江対し承知・不承知可申様無之旨一同衆評被申聞候

答、一応御然尤之示談なれとも、遠路之儀八九人連立往返も難致、殊ニ演舌書ニ茂申演候通、中道ニ至り馬士利不尽之振舞有之、才領共無詮方役場江申入候而茂、元来相對駄賃之事故取戻しかたく被申候宿場も有之、又者右等之腕付駄賃、追々外宿江押移り乱妨ニ相成候而者何様之異変を仕出し可申哉難計、心ある才領者渡世之往返を断申出、必至之難義旦夕に相せまり、随而三ヶ処之間屋共国用為弁理従前々蒙 御免候家業難相成、不得止事時節茂不弁御頼出向候次第御察被下、外宿者格別、於御当駄御聞届被下候ハ、御承知判被

下度旨及懸合、漸下り駄賃其外応対書付之取引夜半ニ至る、此方より之一札ハかな川ニ准す

一 程ヶ谷の程よくのべし請判を申請ねばならぬ義理詰

同十日雨天、早朝発足、戸塚宿三度屋江止宿、問屋役人衆安藤氏江見舞一応定飛脚問屋頼之筋演舌ある、尤当宿之儀者登継出しニ而馬指・帳付衆江之酒肴代挨拶目録を出す、依而三度屋二階ニ而帳付・馬指・馬持等之古狸打寄、往返之駄賃極衆評ある、尤徳左衛門・才三郎双方江立入骨折けり、翌十一日夜ニ入漸熟談なりて、夜八半時頃引取同十二日朝、いまた為取替調印不揃、尤引別れ先駈之面々藤沢宿三留屋江越す

一 「貼紙」(狂歌抹消)

三留屋を以即刻引合ニ取懸る、問屋入来安藤江面会、尚また馬持頭取入来駄賃荒増取極、夜四ツ半頃引取同十三日、双方為取替致す、至而速なり

但 大坂屋伊右衛門入来、尚又同家江參、用談して跡廻り先駈平塚宿江越ス

一 演舌は藤沢山の御説法駄場濟度の利益あれかし

一 秋寒み平塚宿の留女夕部くくに霜や置らん

同日平塚宿三度屋惣兵衛宅ニおゐて夜喰して駄賃取極り、夜すから大磯宿江越る、尤拔処引替申度旨同人江諾(談)す、いさゝ大磯江被參候様申置発足、同夜荒増拔仕法申聞る、同夜橘屋江面会、宿内雇揚馬代金相断る、宿内当惑

同十四日、引請馬代金断之押合ニ而双方手を組詮方なし、折節北問屋両三日以前出奔して差懸り新参之年寄衆大勢ひして何事も役向不弁、既大磯宿役場退転可致迎、橘屋実以当惑いたし十(途)方ニくれ候次第なり

私慮して曰、此宿雇馬致置候由来者去ル寛政年中之頃迄命より 水戸様定日立^① 紀州様定日ニ而差立出日翌日小田原詰之折柄、兼定日之分右ニ引続小田原詰可致為、大磯宿夜継ニ相成候故を以頼状箇と名付、雇入馬致置候例たり、然ル処享和年中ニ押移り、おもき

御称号を以荷物相廻し候類例増長して、既於京地貸會府（符）之一件差発り、御吟味之上重科二被、仰付たり、依之登り方、水戸様立之儀ハ仲間論ニ而相止、紀州様立之儀者自分より慎相止、いつれも京屋之形を以頼状箇立ニいたし、其已来より之立馬代金ニ而年久敷宿場助成金ニ相成来候処、今更皆無斷難申切、勘弁いたし今般一割増を籠駄数ニ不拘、壹ヶ年金子拾五両差出可申旨相発し候、然ル処大磯宿引立と存、何卒是迄之半金式拾式兩式歩差贈り呉候様との頼二付、彼是とおし合候得とも、橋屋を始として宿場困窮之事故、取賭難相成旨ひたすらの頼ニ付無是悲任其意候
此決着永代ニ拘り不容易といへとも、登り四里下り平塚付通シ四里余、双方之長丁場ニ而、途中替馬無之時者馬士之見込戻り夜分ニ相成、馬之出方不宜訳も有之、双方之利詰勘弁いたし、且ハ是迄之仕来りを断候上者無下ニ難手離見切を付申候

永代為取替一札之事

今般東海道御宿々江京都・大坂・江戸より差立候定飛脚荷物御継立之儀御引合申入、御熟談之上御定元駄賃錢之一割増錢積立、年々御宿内江割渡可申段及御引合候、然ル処御当駅之儀者登長丁場ニ而夜分ニ茂相懸り候儀も有之、格別之訳柄を以右一割増之助成を籠一ヶ年金式拾式兩式歩宛、永代御宿内為成介（助成）差贈可申段御約定いたし候処実正也、然上者往返共早飛脚ハ勿論之儀、三組定日状箇下り同断并間立荷物ニ至迄、御宿内江不留置、早々御継立可被下旨忝存候、且又御当駅者勿論、御隣宿之馬士不法之義才領中江申懸ケ候敷、何様之異変有之候共、御実意を以御取計ひ可被下候、為後日永代議定一札為取替候処実正仍如件

天保九戌年九月十四日

江戸 大坂宰領惣代
京都 定飛脚問屋 林兵衛
大坂 惣代 利右衛門 藤右衛門
京都本番才領

惣代 与三郎
同 近江屋才領 勘七
大磯宿問屋 与助
御役人衆中
同 定宿 橋屋権左衛門殿
右者此方より差出候一札也、宿方より之一札別紙あり、同夜中為取替相濟
大磯の虎はむかしの事ならめいまは馬さへ少将にして
同十五日雨降る、暁七時発足、小田原宿問屋内川屋四郎兵衛殿方ニ止宿、小西秩父屋入来、折柄、御用懸り御往来ニ而大混雜いたし、且者当宿役人割増願として江戸発足之見送り、彼是以応対ならず、其夜者酒肴を以旅のうさを払ふ

同十六日天気、問屋四郎兵衛殿安藤出逢并九ヶ年已前早馬之引請人ニ而名染なれば頼合相濟、夫より下役為打合之評儀取懸る、同夜馬指頭取三人より別席江出向呉候様申来る、依之外宿屋江参る、酒肴之餐ありて、内意之趣者近来宿法厳重ニ而役益惣割となる、然る処馬継立之儀者我々三人之諸事取計ひニ而外役人の知る事ニあらず、されは内々頼之一儀者此度相对壹割之宿助成金之儀、我々共江之挨拶金仕分贈り呉候様致度、尤此義我々より申入候趣、小西を始問屋江相聞得候而者不可然、各方之心得を以我々江之心付として被贈呉候積りニ御含被下度、依之別席江御招申入候旨内意有之、依而差心得候旨申聞馳走ニなる
同十七日雨天、役頭・帳付・秩父屋馬指立会、三ヶ処より差立候八九立之儀、問屋宿馬順帳継ニ致時ハ子細なしといへとも、先着諸荷物之跡廻しニ而者遅滞可致敷之評儀ニ而、別而登り方立馬ニ致不申而者日限もの之義、登山如何可有之哉、下り方茂同様之次第

此衆評至而六ヶ敷、宿馬二而繼立相頼候而者登丸三同様二相成、宿場順着繼之馬二而過貫目荷者勿論馬之撰嫌ひ不相成、立馬と申時者早より茂定日も無之事故、立馬之引請手おもく被申聞いづれとも決心致かたく、良暫く評儀区々にして不決、愚意下り者格別、登り方宿馬繼二而者何分延着之基与見込、早同様立馬引請被呉候様申談、則先年之形を以、壹ヶ年凡七八十駄之積りを以、壹疋錢三百文宛敷、金三兩八間之立馬被引請候様申談候処、臨時立之儀二而難見切旨錢四百文宛二而一ヶ年七拾駄之見積り金四兩二極る、都合立馬代金拾兩宛者江戸より出金之対談二取極、尤京・大坂之分ハ其節之見計ひ二極る

但 当年分ハ一駄錢四百文宛之引合決着

大磯馬來合候節ハ六百文 仕立馬 八百文

右懸合隙取発足延引、尤箱根宿類焼後いまた宿出来す、依而林兵衛・与三郎先駈宿取二登山す、残り同勢六人ハ畑茗荷や泊り

へ佐々木とハ名乗されとも小田原の四郎兵衛かはやの請馬

小田原宿 為取替一札之事

今般東海道御宿々江京・大坂・江戸より往返差立候定飛脚荷物繼立之儀、夫々部訳いたし及御懸合候趣左之通

一 登早馬之儀者九ヶ年以前致御対(談)候二付、仕舞越・一番越・新谷詰一番越共立馬を以御繼立可被下候事

一 今般定日之外八九日目参着之分一ヶ年凡六拾駄を限之分を加、以来立馬代金拾兩宛無相違差贈可申候事

但 当年分臨時立之分、一駄二付錢四百文積りを以、当暮勘定可致事

一 下り早馬近江屋・柳屋共先規取極有之候得共、双方未熟之儀有之候二付、以来駄賃錢別紙取究候通為相払可申候事

右之外登三組状箇并京よりハ先番、大坂よりハ是迄番荷之分、以来四駄持状箇立二いたし候御対談之通無相違御繼送被下候上者、御定元駄賃錢江一割増年々積錢致置、毎年十一月限迄之分三ヶ処より取纏、御

宿内介(助)成并馬繼御世話被成下候御役人方江無相違差贈可申候、依之早番大荷・登三駄持状箇・問荷共、無等閑御繼立可被下候、且また駄賃錢問屋御役場へ御引請被下候上者、於途中馬士追錢・酒手・沓代等ねたりヶ間敷義一切不申様御取締可被下候、若不法之儀有之候ハ、御役場江其段申立候間御始末可被下候、為後日為取替一札仍如件

年号 九月十七日

定飛脚問屋惣代

才領同 誰

小田原宿問屋

御役人衆中

一 同十八日天氣、為取替印形不揃二而跡より箱根へ差越候積り、彼是遅刻二而畑茗荷や泊り

一 同十九日天氣、箱根懸合、折節問屋兩人湯治二参り候留主二而、同役又左衛門殿新宅二而一同面会応対問答あり、いづれ今晚下役人江申談決着可致積り

但 松屋一人二而当惑之次第ハ、当宿焼後馬置場も無之、禁より宿々備馬飼立置、日毎繼立之点檢二而三組沼津泊り之儀繼立不行届旨難義かり、演舌調印難致困り入候様子二而逃廻り、随而下役人も当惑之体なり

一 同廿日天氣、何分調印不致、問屋行衛不相知隠れ居たり、安藤氏ニ被見付、無抛実印無之連問屋場役判を致ス、折節宿之仮宅正面ニ富士を見て快晴たれば

へ峠とはまた定まらぬ泊り付箱根のやとに富士を残して
問屋殿「いし山に続けり」(抹消)ふし木隠れを致されて判もはなさず旭も放さづ

同日彼是と隙入昼後より発足、世古江止宿
此段小田原二而才領中江為掛合、三島宿取次用向違論あれば両家江やとらす外宿ニ止宿可致旨相断置候処、近江屋与助先駈之やと取二

参り、兼而宿可致約束有之由二而世古へ付込、依而取次之用向を判不致段申堅め脚半を解く

一 同廿一日天気快晴、問屋不快之由年寄兩人入来酒興に長し、淨瑠利(璃)座興の餐し、尤年寄佐七殿・正左衛門殿入来

但 世古を以内意、当宿之儀表一道何様之懸合あり共、継合不承知

とは不申、演舌調印茂可致由なれとも、御聞及之通大借之宿方二而信実継立不行届、依之宿役人いつれも出役命かけ也、されハ利詰二而も詮なし、三都二而千金之用立あらハ御代官所江預ケ置、右利益を以三島宿を救ひ被下候ハ、格別、別之談合無益也との事なり

一 同廿二日天気、右之内意二而問屋病氣申立、安藤氏江も面会致兼候由二付出役中内評、利右衛門発言、当宿より引返し候義も如何なれば是より二夕別れ二相成、一手者宿おし二被登べし、我等外一兩人引残り、葦山 御役所江可致愁訴、不取敢迎此場処より引返すも如何也、然ル迎先々江茂捨置参りかたし、然れとも一応世古を以申談、此度之一割増を籠毎年金三拾両宛宿場為介(助)成差贈り、右を以立馬致置候共、宿場之備金二引請、早馬其外定飛脚荷物之継合不差滞様役場江引受被呉候様書面を以世古江申入る

但 此挨拶何とも不申聞候得者模通り不申と見得たり

一 同廿三日曇天、問屋善助殿入来、安藤氏江内談あり、表一道を以、定飛脚之懸合否とは不被申、殊二貴公様御差添之事故、演舌帳江之承知印者可致、なれとも御案内之通、当駅之借財と申、馬飼立難行届、依而今般御登り之上、京・大坂飛脚問屋中江御談被下、何卒金千両三都二而出金被下、御代官江御預ケ金二相成、右利益を以御役所より三島宿立行候様御相談被下度旨、内実をあかし物語有之候由、依而安藤氏之請答、出来不出来者難計、いつれ無抛次第我等両地へ罷越候二付、飛脚問屋江可申談、勿論頗る大金之事故調達之程者難計、いつれ調印者可被致旨被致応対候

此段江戸惣代并才領中江被申聞、尤調達無覚束被存候とも、表一道之調印を取、先宿々を引合、此先々迎も不同心之宿方も難計、然ル

時者当宿二も不限、難題申聞候向々出訴被致候共、又者大金之調達者不行届共、宿場を余内私慮も有べし、如何与被申聞候

右之趣一同迎茂とは乍申、先宿之様子も見届ケ度、且ハ三州路早馬駄賃之崩れを關立(掛直カ)し度、遠州路之定飛脚早荷物之心得方も取示し度、旁以心ならずといへとも任其意発足せり

一 邯たんの枕があらは千金の夢にみしまも用に立たし

一 同廿四日天気、昼前発足沼津元問屋江止宿、当処山王御祭礼、御時節柄おとけ行烈(列)あり、安藤氏同道役場江出向夫々面会、一応申演て演舌書差置、後刻宿役人中より安藤氏江酒肴を贈る、年寄兩人旅宿江演舌帳連判して持来る、尤駄賃之引合当宿之儀者双方隣宿一里半にして両宿におゐて承知之駄賃ならは子細なし、勿論諸事取締之引合なれハ申聞度一儀あり、当駅三度之宿不如意二而毎々宿場之割増錢を引負不渡、如何と尋れば、三度之宿二而世渡り不成毎度やとの断を申す、取調たる処一ヶ年金拾兩位之助成たり、右二者立行難成、何歟之取調被致候ハ、宿茂立行様勘弁あれかし

但 金三拾兩無利足二而用立遣し候共、又ハ益暮心付之金子差贈り遣候とも、いつれ役場江之世話不相懸様相談被致遣候様、染々と被申聞候、是より駿河の国なれば取敢す

一 一 扱茂また沼津喰すの三度宿とふするがなと極る問屋場

一 同廿五日雨天、先駈之面々原宿へ越す、四ツ過よりせり立翌朝(以下欠カ)

一 同廿六日天気快晴、調印相済、尤八九立口前錢三拾式文ハ別払之積り一札を渡

但 早馬ハ口前錢共四百文可相渡対談之処、三百八拾文二極、問立二而三拾式文増、差引十六文余錢之対談して引取、然れとも跡二而不収由二而蒲原宿より勘七・藤右衛門よし原并原へ引帰す

一 訳あり

一 同夜甲子にして三金奥座敷一興あり、同宿よりずぼんぼぶしの酒興歌・三味線各伝授せり

一 同廿七日朝、役頭同道問屋場江参る、一応申演引取、無程役人相揃候

二付惣代ニ罷越候様申来る、則出向候処問屋八郎兵衛殿応対、演舌書之趣逸々相尋聞請演舌書調印被相渡、利右衛門引取、下役人江申付、駄賃其外取極之儀者才領中居残り候様無残方差図なせしハ実に問屋之権式見得たり、御本陳(陣)兼役之由

へ人品も骨柄迄もよし原の問屋本陳(陣)かねし応対

一 同日八時過より役頭同道与助・林兵衛諸とも蒲原江越る、勿論富士川夜越無之差急、尤富士川向ふ川役人江応対して問屋役三河屋久右衛門殿方ニ止宿、折柄 御支配替ニ付、同夜府中宿江同人罷越候支度之処へ駈付、一応宿ニ而申談、居残り問屋病氣、年寄役酒肴持参、帳付米吉殿入来

一 同廿八日天気、当宿懸合最中吉原宿より下り柳屋豊七・近江屋伝助より飛脚到来、駄賃錢応対馬士江不行届差滞候ニ付引返し呉候様申越候ニ付、藤右衛門・勘七取て帰す、跡居残り馬指之応対之折柄、馬指半右衛門、備後 御用物ニ差添、よし原宿へ参り候由ニ而不取極延引、止宿

但 京都年番書状持参、利兵衛名代として参着ある

一 吉原宿役人之内右場処抜状之取次致度存込候もの有之、役場ニ而申出候得者、先年継状之儀者 御停止被 仰出、其後者早飛脚之者差急候分いつれの宿より成とも抜状ニいたし為持走候仕法ニ候得者、継人足御役場江者難相頼訳柄御推察可被下旨断状遣し候事

但 人足役人之内抜状取次之世話料利益有之筋を以、兼々及懇望罷有、此度折柄と存申出たるもの也

一 扱茂蒲原宿駄賃極荒増片付、先駈之面々由比江越す

一 同廿九日天気快晴、由比温頓屋江止宿、是又 御代官御場処替ニ付、問屋郷助殿其外役人留主勝ニ而不取敢逗留

一 同晦日天気同断、右之次第第二而帰宿不被致逗留、神無月江移ればへ由比おきつかみの御留主へ来かゝりてついたち茂せず寝て暮すと

者

一 神無月朔日天気快晴、昼後より興津江越る、薩埵峠の地藏尊開帳参詣ある、靈験あらたなる尊像なり

興津宿帳付清水屋多三郎殿方江止宿、至而上宿なり、追々及懸合

一 当宿抜状之支配伏和之持歩不宜、毎々及延刻候ニ付、既柳屋組相談之上引替同人方相断候積り、尤代り同宿三度屋武兵衛方江大坂より下り之節懸合置候由ニ而、此度由比江出向ひ待請引受度心底ニ相聞得、依而京・江戸之分茂近江屋より出向候兩人江も申談候処、是又同意たりといへとも、少々意味合も有之、追而沙汰可致旨ニ而駈と不申堅罷越候事

一 同二日天気快晴小春之陽氣、昼前荒増駄賃之応対相濟候、先駈之面々江尻宿大竹屋江越す

私曰、当宿元追分村と申ハ街道より少し在江入、延寿院と申一字あり、乳母が池迎乳母之尊体を安置す、此池水をひたし取小児の百日咳に吞す時ハ、健に平愈なさしめんとこの誓願なり、依而聞伝諸侯の達上聞、一字建立ありて諸人尊敬す、小児ある輩求て御影を戴き置、用意して可ならん

一 同三日天気快晴、大竹屋之主年寄又七殿ニ而面会之上委細演舌す、夫より問屋場江出向、諸役人江面会、演舌帳相渡頼置引取、夫より品川役頭与三郎・与助被召連久能山江参詣ある、其跡江役人中より安藤氏江酒肴持参、諸役人被参、頗る無手持といへとも直様酒肴を進め一献有、相互ニ餐し為取替相濟、八ッ過より府中江越す、尤三度屋弥左衛門見舞当宿之継合不宜旨内意ある

一 同夜府中宿中万屋孫助殿方江夜ニ入参着、一別以来之情を述る、尤近来不如意にして諸事不都合たり

一 十月四日天気快晴、孫助殿を以申入、夫より問屋場江出向問屋久左衛門殿・孫助殿立会諸役人立会、松屋藤兵衛諸とも於役場夫々応対、演舌書調印、駄賃極相濟荒増にして先駈発足、尤安藤氏跡残りニ而問屋久左衛門殿方江誘引被致、松屋其外下役人衆一列之酒興、大酩酊ニ而馳走有ける由

私曰、江尻不(府)中ハ名におふ駿河の難場なれとも、人摺れたれば敢而此度之引合手おもく不存、調印茂外並之事と心得、別ニ心配致さず有姿ニ而仕様もないと平氣と見得たり、勿論此隣宿々之儀、

問屋日メ帳江不揚、拾ひ馬ニ而継送り候由、商人荷物同様宿場稼之助成荷と扱ふ由、此義兼而 御触茂有之候得ハ、以来問屋日メ江付、到着之順を以継立被呉候様孫助殿江ハ勿論役場ニ而も精々相頼、承知とハ乍申心伏(服)したる気色なし、後年延継之論処とも可成歎しらす

一 扱又丸子宿江先駈いたし、折節問屋場三度屋伊兵衛居合、尤自宅病人有之由を以、役場之隣つたや江止宿、改役場江出向年寄面会応対、夫より無怠慢引合、荒増熟談なりて(以下欠カ)

一 同五日期曇、せき立く、発足して岡部江越る

一 岡部ハ三度屋次郎兵衛方江止宿して問屋場江出向かんと欲る処、宿懸り之往還破損場有之、近々

一 姫宮様御通行ニ付繕ひ検分御役人御入来ニ而、右檢使場江不殘宿役人出向、日中者一人茂不居合旨、依而待受夜中引かけく申談、夜もすから熟談して(以下欠カ)

一 同六日期曇天、晴る、を励として調印相濟、発足して藤枝江越る、抑此宿場は登継場と下り継場と問屋ニケ処にして、上下之伝馬場半道程隔りあれば二夕手ニ別れ、一ト手者下之問屋江懸合候積り、鍵屋江立寄、同家案内ニ而問屋殿自宅江出向留主江申置、無程問屋場より面会可致旨申来る、問屋又七殿面会ありて、演舌帳見終り被申出候者、先以当宿ニおゐて格別之延継茂不致、馬士之者不法之筋も有之候哉、身輕之ものニ而難計といへとも、当宿之儀者渡り馬士を不遣、在々馬持共或は百姓之内身輕きものたり共抱人を以馬を為牽候得者、大勢ひ集り不法之儀可致様茂無之筈、然ル所外宿之渡り馬士不法之儀有之迎、当駅迄茂演舌帳江連印可致とハ近頃迷惑之次第、勿論宿場程々ニ茂被引合候事も如何敷、一別之引合たるべし、併相応ニ無疎略継送り候宿茂不取扱なる宿々同体之御引合ニ而者同類ニ落入候道理ニ而迷惑たり、其許出向られたる心得方承たし

答、御尤なる御察度たりといへとも、宿々御継合之御役場者御一類たる(一類)たるへし、其場処・其国風・宿法ニ随ひ、時之御差配ニも応し欠(懸)隔ありといへとも、他より名差て論する時ハ御一体江之不

敬たり、且ハ是迄之御籠略・親疎を分るにあらず、以来貴宿之ことく御取扱被下度旨之御頼ニ出向候次第

一 是迄取扱之よしあしを可引合筈、一体江不敬とハ如何

答、たとへハ人ひとりの体を得て、眼盲し、耳不聴時ハ一体之不自由ならずや、手足ありといへとも、自在ならざる時ハ其体自在ならつや、其理に等し

一 又七殿笑ふて宿並之調印ニ而当駅江之申分なくは、上伝馬江為申合調印すべし

やれうれしや、さらハ迎鍵又江挨拶ニも立寄らず、逸参(散)に上伝馬江駈付けり

一 上伝馬之方ハ三度屋十兵衛方江落付、安藤氏才領召連役場江被参候之処、帳付計ニ而上役不居合、いつれ下伝馬江為打合調印可致由、然らハ論なしと申談、利右衛門・与三郎者島田宿野田屋江よとる

一 同七日期気、早朝役頭始才領中参着、尤黒田・浅倉藤枝迄出迎ひ、当駅之儀者駄賃取極者勿論、大井川越立之儀別而川支之節川明一番越之手筈、六左衛門案内して川庄屋夫々江才領中相廻り、夫より川会処江出向、一札を取る、左之通

差入申一札之事

一 定飛脚荷物之儀、従前々数度 御触茂有之候得者、一体ニ無遅滞越立候得共、取訳近江屋之唱候早飛脚荷物并二条・大坂 御城内御番衆刻付御状箇者勿論、日限便登三組状箇・丸三状箇共、一番越・仕舞越とも無遅滞越立可申候、右之趣御懸合ニ付承知一札差入申処仍如件

天保九成年十月七日

島田宿大井川庄屋

八右衛門 印
勘藏 印
孫八 印
万藏 印

嘉右衛門 印
清太夫 印
次郎右衛門 印
小頭惣代
弥八 印
久五郎 印
定飛脚問屋
惣代衆中

右之通一札を取直様大井川趣く、折節西風烈敷河原表砂石を飛し、寒風肌を貫く、夫より金谷川会所江立寄、下り方越立欠(懸)合、尚又左之通一札を取る

差入申一札之事

定飛脚御荷物之儀、従前々数度 御触茂有之候得共、取訊大坂より差立候柳屋、京都より差立候近江屋早荷物者勿論、二条・大坂 御城内御番衆様刻付御状筒并京・大坂先番御状筒、其外日限便之分大井川越立之儀 御用御通行者格別、諸家様御飛脚一同壺番越可致候、依之今般右之趣訳而御引合御出向ニ付致承知、為念一札差出申処仍如件

天保九戌年十月十日

金谷宿川庄屋

伴左衛門 印
三郎右衛門 印
佐次右衛門 印
長兵衛 印
惣右衛門 印
昌平 印
川役人物代
吉右衛門 印
正助 印
小頭惣代
四郎兵衛 印

定飛脚問屋
御惣代衆中
清助 印

右者島田宿川会所江懸合之上、当宿問屋江申談調印可致迎案文彼是入筆いたし、漸十日調印いたし持参之事
扱又当駅之儀、大井川長支之節 諸家様御飛脚者勿論
御参勤・御交代之折柄継立相湊、定飛脚往返之状筒、三組・四株茂一処二相成、其外早馬者勿論刻付状筒等順継之手段無之迎、宿役人中評儀不決談ニ而諸役人不致面会、終日終夜待詫けり
同九日曇天、宿役人面会應對致ス、漸昼夜荒増引合済、尤雨天なれとも日坂江越る、
当処抜状支配之儀、宿役人より挨拶、浅倉江月代りニ為取次呉候様下役人彦八殿・藤兵衛殿態々入来頼ある
日坂宿江戸屋善左衛門出迎ひ、尤黒田屋富右衛門殿と申仁、先年品川役頭之世話ニ相成候由、呉々御宿之儀申来り、依而日坂宿黒田屋止宿、当駅之儀御同人取持、殊ニ善左衛門取扱向行届、暫時ニ引合相済、殊ニ街道稀なる上酒・珍肴馳走ある、上宿なり
同十日雨天、当駅之儀手早く片付発足為致候義を馳走として、黒田其外問屋至而気転者ニ而、早速調印相済懸川江越る
掛川宿之儀、差宿先客ありて帳付八十八殿宅江止宿、夫より役場江出向無程役頭・帳付入来、酒肴持参あり一応申談引取
同十一日天気快晴、尤西風はけしく、旅宿浅間にして至而寒し、安藤氏待詫て
へ一銚子かん懸川はいかならん寒さに太田御城下のやと 百枝
昼飯後演舌帳調印して来る、夫より一同袋井太田江夕刻着、同夜八蔵殿病氣之由舎弟見舞、田代も同断、連名ニ而生鯉来、問屋役場より酒肴到来、一献して休む
同十二日天気快晴、早朝より懸合、年寄長右衛門殿入来面会及対談、然るといへとも、問屋兩人違論ニ付年久敷 公訴を経ていまた落付せ

す、此節組合宿取扱中二而八藏殿病気分二而、役場出勤差留有之、田代八郎殿いまた問屋之役名を不請、無問屋年寄長右衛門殿當時差配たり、右体混雑之折柄なれば、帳付・馬指不応下知、宿八兵衛殿を以駄賃極之入割申といへ共帳付・馬指中馬士江荷胆して隣宿二不落合、既に破談となる

へ彼是といわく袋井おし込てた、何となく引かつき行け 百枝
へ引かつけ行ば千里を一ト飛の馬の有処を見付もやせん 夷白

同夕安藤氏問屋役場へ参られ、駄賃不落合候ハ、待合候詮もなし、強而可申道理なし、先き宿江越可申断、発足被致けり、其跡年寄長右衛門立腹して、帳付・馬指を呼寄、当駄之不人情を示シ宿場の浮沈を解(説)れたり、依而おれ合太田八兵衛扱二而熟す、頃は五交(更)

の一天ひや、かにして月ほがらかなり、夜すから見付宿江越す、此宿二而府中宿孫助殿一件、御糺中之講釈を解(説)、宿役人聞決す

へ腰をおす一言坂の苦めんを茂いとふ隙なき月の夜の駒 夷白
後(五)夜過て見付宿大三河屋へ止宿

同十三日、役場江出向一応申演で、安藤氏夫より
紀州御七里部屋佐竹勝助様江名染二而音信ある、程なく問屋年寄被召

連旅宿江入来、酒興長して大一座となる
駄賃極之義者才領中より帳付・馬指江之懸合其夜決せず

同十四日朝より天気、せき立く、昼後熟談整ふ、尚また金谷より舞坂迄之宿役人 御支配替二而中泉 御役所江出向、組合之宿々安藤江頼

之筋二而酒肴持参、一座して酒興ある
同日八時頃より追々浜松江越る、尤先駈利右衛門、天龍川端双方江引

合、夜二入浜松はやし江参着止宿、馳走ある
へ(狂歌、欠)

同十五日天気快晴寒し、昼頃宿役人演舌書調印して持参、尤駄賃・追

銭取究之儀者馬指中留主之由二而不取極、才領中居残り、惣代面々舞

坂江越へ、さ、やへ止宿、夜中追々参着
同十六日天気快晴、尤西風強く渡海難成、尤当駄之義者下り一方、浜

松江之駄賃極而已、問屋那須田又七殿と申仁は組合宿の口聞二而中泉

江出役留主たり共、承知印可致旨居残り問屋伝左衛門殿外役人中江文通有之、無子細応対相済、昼後少し風鎮りてあら宿江渡海致す、尤大波二三度船中江打込、着類濡る、といへとも無程船頭撰人二而八時頃今切江参着、御関所二而三度の飛脚二ござり升

へ通りおれ三度処敷時暮の仕舞船待つ今切の関
当宿之儀者登一方の引合にて、宿気転よく駄賃極相済、熟談調印済て、白須賀扇や江止宿

へ「晴渡る」(抹消)旅寝する身にも寒さを白すかや起出見れば今朝の初霜

へ晴渡る月をひかしに三河路や人もなく越し遠江なた
同十七日天気快晴寒し、霜は雪に似たり、役場江出向三度や佐平次より見舞、はぜ酒到来

同用弁理之家業蒙 御免罷有候段、去ル文化十四丑年中道中御奉行榎原主計頭様於 御役所御尋之節請書御聞置之趣宰領中江申示す

但 宿々におゐて荷物過貫目なる察度之請開可致一介(助)たる旨
才領中江心得方を諭す

昼後決着せつ、駄賃おし合之扱二立入漸熟談して、八時過より二夕川へ越る、夕暮同宿三とや十右衛門・角や権六出迎ひ

同夜宿役人一同立会評儀之砌、年寄善藏・次郎吉演舌書を難して泊り付・宿割并荷物過貫目を拒む、彼是不取極

同十八日天気晴渡り、早朝より宿役人寄合内評のよし、不相決、漸夕刻二至り定日泊り宿付之日操(繰)違ひニ参着之分ハ、馬壺正二付待

銭銀式匆宛、出戻り駄賃相渡可申旨一札差入候ハ、演舌書へ調印可致旨申来る、依而差当り絶句せりといへとも左之通一札を遣す

差入申一札之事

今般東海道御宿々江及御引合候演舌書之内、登三組状箇并丸三状箇、

其外京・大坂より下り先番状箇立泊り宿之儀、急度御当宿江参着之積

り二御座候得とも、いまた前後之御宿々引合中二而定例二前後之御

宿々繼立相拘(均)し候上者演舌書江御調印被下候とも、右泊り付二不拘、是迄之通御繼立可被下候、追々乗拘(均)し候迄之為念一札差入申処仍如件

京・大坂・江戸

定飛脚問屋

惣代 利右衛門印

天保九戌年十月十八日

京本番才領

同 利兵衛 印

大坂才領

同 林兵衛 印

藤左衛門印

二夕川宿 問屋

御役人衆中

右一札差入、漸馬待之出戻り銀差出すニ不及旨得心之上、演舌書へ調印いたし候二付、暮方より吉田江越る、こふもあらふ歟

へ時ならぬ蝙蝠に似て昼は臥し夕暮れよりぞ羽をのしてたつ 夷白

夕暮の立場にてよめる

一 同十九日天気快晴、よし田宿紺屋孫八殿方止宿して、同人より宿役人江申入、演舌書を渡す

但 二夕川宿演舌調印相拒候故を以、過貫目之言訖、泊り付之申開

之両条才領中江示談致ス

扱吉田宿役場江出向、問屋与右衛門殿江面会、年寄立会いさゝか演る、承知被致、尤同役良平殿御油江出向、今ひとり病氣引なれとも、外宿々承知なれば当駅迎も同意たるへし、然れ共夫々江申聞、追而挨拶可致との別れなり

一 同廿日曇天、朝之内調印相済、尤登り方駄賃之儀者御油へ馬指一人差添遣し、同宿へ相談之上取極可申との事二而発足、折ふし雨降出し候へとも豊岡稲荷江廻り、九半頃御油いてうや江止宿、直様問屋役場江出向、同夜役頭入来、面会之上いつれ明朝之挨拶として引別れたり

但 当宿加宿願ニ而檢使之役人三四日已前より出役ニ而致混雑、宿役人不揃ニ而はかたらす、尤よし田より下役人来り漸極る
桑名松全江向、先案内演舌書登す